

○那覇市議会図書整理基準

〔平成 18 年 5 月 12 日〕
局 長 決 裁

(目的)

第1条 この基準は、那覇市議会図書室規程第13条に基づき、那覇市議会図書室を適切に管理し、図書環境の整備を図ることを目的とする。

(保存の年限)

第2条 図書の保存年限は「別表」に定めるとおりとする。但し、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- (1) 保存年限を経過した図書であっても、図書の内容から価値が現存すると判断される図書
- (2) 著しい汚破損又は書込みのある図書
- (3) 社会的変化、学問、技術の進歩等により、記述内容が時代に合わなくなった図書
- (4) 改訂版が出たあとの旧版
- (5) 相当期間所蔵しても、極端に利用の少ない図書
- (6) 亡失したもので、1年を経過した図書
- (7) その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要、図書の保存価値、及び収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない図書

(廃棄手続)

第3条 廃棄対象図書の処分にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 登録されている図書原簿から削除し、廃棄年月日を記載する。
- (2) 廃棄対象図書は、原則として再利用を図るものとし、再利用を図る図書については、各図書奥付の受入印の上に「除籍」の印を押印し再利用に供する。
- (3) 再利用を図れない図書については、各図書奥付の受入印の上に「除籍」の印を押印して廃棄する。

別表

那覇市議会図書 の 保存年限

種別	項目	内容	
一般図書	郷土関係書籍	沖縄年鑑、沖縄大百科事典類	永年
	行政関係書籍	議会運営関係書籍、辞典類、加除式の書籍、法令図書類	
	記念誌・記録集・史録集	沖縄県史、沖縄県議会史、那覇市史、那覇市議会史、他市町村議会史類	
	その他一般単行図書		
刊行物	本市議会の刊行物	那覇市議会だより、市政概要、議会決算審査資料、各種調査刊行物類	永年
	本市の刊行物	選挙結果調、那覇市民の友(縮図版含む)、市勢要覧、市の事業に関する刊行物類	
		那覇市公報、那覇市統計書、各課刊行物、予算・決算書類	5年
	議長会関係の刊行物	全国市議会旬報、各種調査刊行物類	3年
	政府刊行物	白書類	
		官報、中央官庁・地方庁幹部一覧	
	県刊行物	沖縄県公報、沖縄県議会会議録類	
	各都市の刊行物	市政概要、各種調査刊行物、議会広報紙類	3年
その他の刊行物	市区町村国際交流協会ダイレクトリー、一部事務組合会議録、その他刊行物		
雑誌	地方自治に関する雑誌	法令解説資料総覧、自治フォーラム、地方自治(別冊付録含む)、判例地方自治、地方財務(別冊付録含む)、ガバナンス、地方行政、D-FILE(別冊含む)、地方議会人、議員情報レーダー、その他	3年
	一般雑誌	地方自治に関するもの以外	1年
	機関紙	機関、団体等から寄贈されたもの(自治体国際フォーラム、自治おきなわ等)	